

「骨塩定量検査チャート」裏面の掲載内容変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
 このたび、「骨塩定量検査チャート」の裏面右下に掲載している
原発性骨粗鬆症の診断基準を最新版(2012年度改訂版)に変更
 しましたのでお知らせいたします。
 何卒ご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬白

記

■実施日 現行チャートの在庫がなくなり次第順次

■掲載変更内容



裏面

原発性骨粗鬆症の診断基準(2012年度改訂版)

原発性骨粗鬆症の診断は、低骨量をきたす骨粗鬆症以外の疾患、または続発性骨粗鬆症の原因を認めないことを前提として下記の診断基準を適用して行う。

- I. 脆弱性骨折^{#1}あり
 - 1. 椎体骨折^{#2}または大腿骨近位部骨折あり
 - 2. その他の脆弱性骨折^{#3}あり、骨密度^{#4}がYAMの80%未満
- II. 脆弱性骨折^{#1}なし
 - 骨密度^{#4}がYAMの70%以下または $-2.5SD$ 以下

YAM:若年成人平均値(腰椎では20~44歳、大腿骨近位部では20~29歳)
 #1: 軽微な外力によって発生した非外傷性骨折。軽微な外力とは、立った姿勢からの転倒か、それ以下の外力をさす。
 #2: 形態椎体骨折のうち、3分の2は無症候性であることに留意するとともに、鑑別診断の観点からも骨椎X線像を確認することが望ましい。
 #3: その他の脆弱性骨折:軽微な外力によって発生した非外傷性骨折で、骨折部位は肋骨(肋骨、肋骨、肋骨を含む)、上腕骨近位部、橈骨遠位端、下腿骨。
 #4: 骨密度は原則として腰椎または大腿骨近位部骨密度とする。また、複数部位で測定した場合にはより低い%またはTSD値を採用することとする。腰椎においてはL1-L4またはL2-L4を基準値とする。ただし、高齢者において、骨椎変形などのために腰椎骨密度の測定が困難な場合には大腿骨近位部骨密度(これは頸部またはtotal hip (total proximal femur)を用いる。これら5の測定が困難な場合は骨質、第二中手骨の骨密度とするが、この場合は%のみ使用する。付記:骨量減少(骨減少)[low bone mass(osteopenia)]:骨密度が $-2.5SD$ より大きく $-1.0SD$ 未満の場合を骨量減少とする。